

市長と教育委員会間における特定個人情報の提供を行う事務と提供する特定個人情報の一覧

番号法別表1項番	情報照会者	別表1に規定する事務	情報提供者	保有する特定個人情報
15	市長	生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)(以下、番号法主務省令という。)で定める事務	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する特定個人情報
63	市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって番号法主務省令で定める事務	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する特定個人情報
27	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって番号法主務省令で定める事務	市長	生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する特定個人情報
			市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する特定個人情報